



# 三重県公報

平成29年10月27日(金)

第 2950 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
748	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
749	同件	( 同 )	2
750	同件	( 同 )	2
751	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	3
752	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	4
753	三重県屋外広告物条例及び三重県屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示	( 景観まちづくり課 )	5
754	三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定の一部を改正する告示	( 同 )	6
<b>公 告</b>			
	農用地利用配分計画の認可	( 担 い 手 支 援 課 )	6
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 人 事 課 )	7

## 告 示

## 三重県告示第 748 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
久居インターガーデン（Aブロック）  
津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆
- 2 津市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 10 月 27 日から同年 11 月 27 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 749 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
久居インターガーデン（Bブロック）  
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆
- 2 津市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 10 月 27 日から同年 11 月 27 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 750 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
久居インターガーデン（Cブロック）  
津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆

- 2 津市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成29年10月27日から同年11月27日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 751 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成29年10月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小牧小杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市山之一色町字西広口 1914 番地先 から	旧	8.82～11.12	81.29
四日市市山之一色町字西広口 1941 番 5 地先 まで	新	8.83～15.49	81.29

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大台宮川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町上真手字寺谷東 20 番 4 地先 から	旧	13.88～69.49	56.83
多気郡大台町上真手字井ノ谷東 22 番 1 地先 まで	新	13.20～49.26	56.83

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大台ヶ原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町桧原字出屋敷 628 番 2 地先 から	旧	4.89～14.60	582.20
多気郡大台町桧原字宮平 561 番 1 地先 まで	新	9.60～29.90	582.20

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀勢インター線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡大紀町崎字横谷 1467 番 5 地先 から	旧	6.70～12.90	224.20
度会郡大紀町崎字横谷 1534 番 3 地先 まで	新	9.36～12.90	224.20

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 167号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

志摩市磯部町五知字長尾 325 番 2 地先 から 志摩市磯部町五知字向清水山 314 番地先 まで	旧	53.10～99.00	120.20
	新	49.40～98.70	120.20

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩市磯部町の矢字小的矢 641 番地先 から 志摩市磯部町の矢字藤谷 892 番 16 地先 まで	旧新	2.20～16.60	718.01
	新	3.00～20.60	577.50

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青山美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市川上字北野 597 番地先 から 伊賀市川上字北野 707 番 36 地先 まで	旧	10.63～47.56	834.07

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青山美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市青山羽根字葎ヶ廣 2122 番 17 地先 から 伊賀市種生字安場 2850 番 10 地先 まで	旧	8.60～76.90	2,959.25
	新	7.50～76.90	2,959.25

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海山尾鷲港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町小山浦字藤ノ木 1238 番地先内	旧	9.83～17.30	108.00
	新	10.50～17.30	108.00

第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御浜紀和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡御浜町西原字折戸 266 番 3 地先 から 南牟婁郡御浜町上野字下山 1333 番 1 地先 まで	旧新	4.50～18.70	1,021.65
	新	10.10～48.80	1,023.50

三重県告示第 752 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 422 号	多気郡大台町栗谷字中木屋奥 1211 番 32 地先 から 多気郡大台町栗谷字中木屋奥 362 番 1 地先 まで	平成 29 年 11 月 7 日
県道 青山美杉線	伊賀市青山羽根字葎ヶ廣 2262 番 16 地先 から 伊賀市種生字安場 2847 番 3 地先 まで	平成 29 年 11 月 9 日 正午

県道 七色峡線	熊野市井戸町字西 2994 番 4 から 熊野市井戸町字伊豆明神 3005 番 5 まで	平成 29 年 10 月 27 日
------------	---	-------------------

三重県告示第 753 号

三重県屋外広告物条例及び三重県屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定（昭和 57 年三重県告示第 313 号）の一部を次のように改正します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

2 の項(1)の表中

「	一般国道 167 号	1 志摩市磯部町上之郷地内の県道鳥羽磯部線との分岐点より鳥羽市の方向へ 250 メートルの地点から鳥羽市白木地内の広田橋まで 2 志摩市磯部町穴川土橋 1162-88 番地先から同市磯部町恵利原井口地内の県道伊勢磯部線との分岐点までのバイパス 3 志摩市阿児町鶴方地内の県道鳥羽阿児線との交差点から同市阿児町鶴方地内の一般国道 260 号との交差点までのバイパス 4 鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 まで	を
「	一般国道 167 号	1 志摩市磯部町上之郷地内の県道鳥羽磯部線との分岐点より鳥羽市の方向へ 250 メートルの地点から鳥羽市白木地内の広田橋まで 2 志摩市阿児町鶴方地内の市道神杣線との交差点から同市磯部町恵利原井口地内の県道伊勢磯部線との分岐点までのバイパス 3 鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 まで	に、
「	一般国道 260 号	1 志摩市志摩町片田地内の深谷大橋から同市志摩町御座字城山 118 番地まで 2 志摩市浜島町浜島地内の市道桧山路浜島線との分岐点から同市浜島町南張地内の城之橋まで 3 志摩市浜島町（南張海岸側）と南伊勢町との境界から南伊勢町五ヶ所浦地内の五ヶ所小学校西入口前まで 4 南伊勢町船越地内の西之谷橋から同町内瀬地内の高浜橋まで 5 南伊勢町芥田地内の芥田橋から同町押淵地内の町道沖田線起点（旧押淵橋側）との分岐点まで 6 南伊勢町押淵地内の県道礪浦押淵線の終点から同町道方地内の新道方大橋まで 7 南伊勢町道方地内の新道方大橋より大紀町の方向へ 500 メートルの地点から同町東宮字豆方 65 番 2 地先まで 8 南伊勢町東宮地内の東宮橋から同町河内地内の河内橋まで 9 南伊勢町村山地内の村山大橋から同町古和浦地内の栃木トンネルまで 10 南伊勢町古和浦地内の古和浦大橋から紀北町東長島字小名倉 2715 の 6 番地先まで	を
「	一般国道 306 号	1 いなべ市藤原町山口地内の冷川橋より滋賀県境の方向へ 50 メートルの地点から滋賀県境まで 2 鈴鹿市伊船町字畑ヶ田 1619 番地から同市長沢町地内の県道神戸長沢線との交点まで	」
「	一般国道 260 号	1 志摩市阿児町鶴方地内の市道神杣線との交差点から同市阿児町鶴方地内の赤松ヶ谷交差点まで 2 志摩市志摩町片田地内の深谷大橋から同市志摩町御座字城山 118 番地まで 3 志摩市浜島町浜島地内の市道桧山路浜島線との分岐点から同市浜島町南張地内の城之橋まで 4 志摩市浜島町（南張海岸側）と南伊勢町との境界から南伊勢町五ヶ所浦地内の五ヶ所小学校西入口前まで	」

一 般 国 道 306 号	5	南伊勢町船越地内の西之谷橋から同町内瀬地内の高浜橋まで	に
	6	南伊勢町齊田地内の齊田橋から同町押淵地内の町道沖田線起点（旧押淵橋側）との分岐点まで	
	7	南伊勢町押淵地内の県道礮浦押淵線の終点から同町道方地内の新道方大橋まで	
	8	南伊勢町道方地内の新道方大橋より大紀町の方向へ 500 メートルの地点から同町東宮字豆方 65 番 2 地先まで	
	9	南伊勢町東宮地内の東宮橋から同町河内地内の河内橋まで	
	10	南伊勢町村山地内の村山大橋から同町古和浦地内の栃木トンネルまで	
	11	南伊勢町古和浦地内の古和浦大橋から紀北町東長島字小名倉 2715 の 6 番地先まで	
	1	いなべ市藤原町山口地内の冷川橋より滋賀県境の方向へ 50 メートルの地点から滋賀県境まで	
	2	鈴鹿市伊船町地内の市道三畑長澤線及び市道長澤 264 号との交差点から同市追分町地内の市道長澤 269 号との交差点及び市道長澤 177 号との交差点まで	

改める。

附 則

- この告示は、公表の日から施行する。ただし、2 の項 (1) の表中一般国道 167 号の項第 2 号及び一般国道 260 号の項第 1 号の改正規定は、一般国道 167 号の志摩市阿児町鶴方地内から志摩市磯部町穴川地内までの区間の供用開始の告示の日から、一般国道 306 号の項第 2 号の改正規定は、一般国道 306 号の鈴鹿市長澤町地内の県道神戸長沢線との交差点から同市追分町地内の市道長澤 269 号との交差点及び市道長澤 177 号との交差点までの区間の供用開始の告示の日から施行する。
- この告示の施行の際現に一般国道 167 号の志摩市阿児町鶴方地内の市道神杣線との交差点から志摩市磯部町穴川土橋 1162-88 番地先までの区間、一般国道 260 号の志摩市阿児町鶴方地内の市道神杣線との交差点から同市阿児町鶴方地内の県道鳥羽阿児線との交差点までの区間及び一般国道 306 号の鈴鹿市長澤町地内の県道神戸長沢線との交差点から同市追分町地内の市道長澤 269 号との交差点及び市道長澤 177 号との交差点までの区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の 2 の項(1)の表中一般国道 167 号の規定、一般国道 260 号の規定及び一般国道 306 号の規定は、この告示の施行の日から 3 年間は適用しない。

三重県告示第 754 号

三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定（平成 17 年三重県告示第 311 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 9 項を削る。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高木 基博	四日市市下海老町 714	四日市市西坂部町 4895 ほか 9 筆
農事組合法人 サンライズ嬉野	松阪市嬉野田村町 329-1	松阪市嬉野田村町字東浦 454-2

長野ライス 株式会社	松阪市嬉野算所町 592-1	松阪市嬉野算所町字西浦 968 ほか 7 筆
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字前田 1671-2 ほか 3 筆
山本 翔史	度会郡玉城町佐田 1002-24	伊勢市粟野町南浦 93
鈴木 翔	熊野市金山町 381-3	熊野市金山町古屋 672-1 ほか 1 筆

- 2 農用地利用配分計画の認可日  
平成 29 年 10 月 27 日

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県人材マネジメントシステム再構築及び運用保守業務委託                          |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町 13 番地<br>三重県総務部人事課                              |
| 3 | 落札者決定日  | 平成 29 年 9 月 21 日                                      |
| 4 | 落札者     | 三重県津市栄町 2 丁目 312 津第一生命ビル 4F<br>日本電気株式会社三重支店 支店長 陸浦 淳史 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 289,850,000 円<br>契約金額 314,888,965 円              |
| 6 | 決定手続    | 総合評価一般競争入札  |
| 7 | 入札公告日   | 平成 29 年 7 月 25 日                                      |

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---